

発行が必要なケースから記載すべき項目まで

(適格返還請求書)

「返還インボイス」

税理士
平井満広

のことが分かる 30分講座



「返還インボイス」は販売した商品の返品があった場合等に、正確な税額計算を行なうため取引先に交付する「インボイス」です。値引き等の金額によっては「返還インボイス」を発行しなくてもよい場合がありますが、基本的には売上げのマイナス処理をした際には「返還インボイス」の交付が必要となります。発行が必要なケースから記載すべき項目まで、「返還インボイス」に関する疑問にお答えします。

昨年10月にスタートしたインボイス制度。登録事業者数も増え制度も浸透しつつありますが、複雑で分かりにくい点もたくさんあります。ここではその中のひとつである「返還インボイス」について解説していきます。

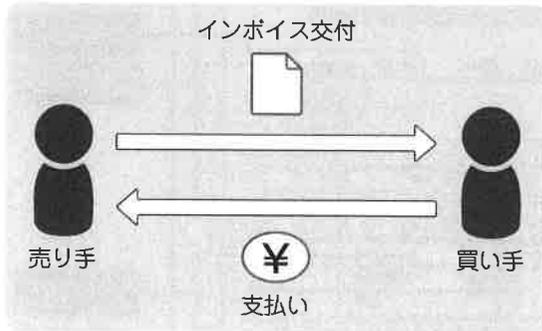
「返還インボイス」には
こんな内容を記載する



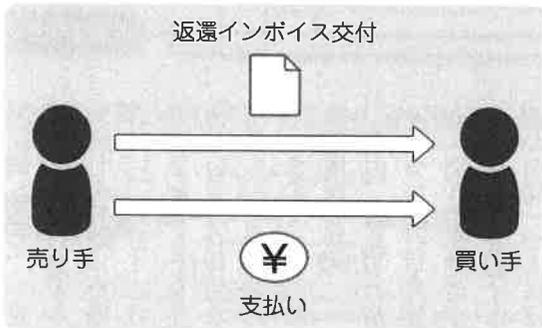
「返還インボイス(適格返還請求書)ともいいます」とは、販売した商品や提供したサービス等の値引き、返品や割戻し(販売量や売上高等に応じて支払う販売奨励金やリベート等)といった、売上げに係る対価の返還等を行なった場合に、正確な税額計算を行なうため、売り手が買い手に対して交付する書面です(次ページ図表1参照)。「返還インボイス」は「売り手がインボイス登録事業者」で「買い手が課

図表1 返還インボイスの発行義務

(1) 通常のインボイス: 売り手(お金を受け取る側)に交付義務がある



(2) 返還インボイス: 売り手(お金を支払う側)に交付義務がある



「事業者」の場合に交付する義務があります(「売り手がインボイス登録していない事業者」あるいは「買い手が免税事業者または一般消費者」といった場合は「返還インボイス」を交付する必要がありません)。「返還インボイス」に記載すべき必要事項は次のとおりです(次ページ図

表2参照)。なお、必要事項の記載があれば納品書や返品伝票等の名称でも構いません。書面の交付に代えて電磁的記録(電子データ)の提供によることもできます。

通常のインボイスと同様に売り手事業者の氏名・名称や登録番号を記載します。なお通常のインボイスと異なり「買い手事業者の氏名や名称」の記載は必須ではありません。簡易インボイスの要件に該当(小売業や飲食店業等)しなくても、買い手事業者の氏名や名称を省略することができます(ただし実務上は買い手事業者の氏名や名称を記載する方が一般的です)。

② 売上げに係る対価の返還等を行なう年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行なった年月日
商品やサービス等の値引き、返品、割戻し等を行なった年月日だけでなく、基となった商品やサービス等を販売・提供した年月日も記載する必要があります。ただし、同一商品を日々取引している場合は返品の基となった商品を特定するのが難しいため「〇月末日」

図表3 買い手が発行する販売奨励金請求書と返還インボイスの記載例

発行日：令和6年8月31日

販売奨励金請求書

□□本舗株式会社 御中
〒1234567890123

(株)〇〇商店
東京都千代田区△△1-1-1

取引日	品名	奨励金金額
7月10日	日用品	5,000
7月20日	飲料品※	10,000
7月31日	日用品	8,000
小計		23,000
消費税額		2,100
合計		25,100

※印は軽減税率対象商品

(内訳)	税抜金額	消費税額
10%対象	13,000	1,300
8%対象	10,000	800

記載事項① 記載事項② 記載事項③ 記載事項④ 記載事項⑤

図表2 返還インボイス（適格返還請求書）の記載例

発行日：令和6年8月31日

販売奨励金支払明細書

(株)〇〇商店 御中

□□本舗株式会社
〒1234567890123
東京都港区△△1-1-1

取引日	品名	奨励金金額
7月10日	日用品	5,000
7月20日	飲料品※	10,000
7月31日	日用品	8,000
小計		23,000
消費税額		2,100
合計		25,100

※印は軽減税率対象商品

(内訳)	税抜金額	消費税額
10%対象	13,000	1,300
8%対象	10,000	800

記載事項① 記載事項② 記載事項③ 記載事項④ 記載事項⑤

図表4 買い手が発行する支払通知書と返還インボイスの記載例

発行日：令和6年8月31日

支払通知書

□□本舗株式会社 御中
〒1234567890123
(送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。)

(株)〇〇商店
東京都千代田区△△1-1-1

取引日	品名	金額
8月10日	飲料品※	70,000
8月20日	日用品	160,000
8月31日	飲料品※	50,000
8月31日	日用品【返品】	令和6年7月取引分 ▲13,000
8月31日	飲料品【返品】	令和6年7月取引分 ▲10,000
小計		257,000
消費税額		23,500
合計		280,500

※印は軽減税率対象商品

(内訳)	税抜金額	返品金額	小計	消費税額
10%対象	160,000	▲13,000	147,000	14,700
8%対象	120,000	▲10,000	110,000	8,800

記載事項① 記載事項② 記載事項③ 記載事項④ 記載事項⑤

記載事項⑤ 税抜金額から返品金額等を控除した金額に係る消費税額等を税率ごとに区分して記載する方法も継続なら可

と記載したり、一定期間の取引に対する割戻しを行なった場合は「□月分×△月分」と記載したりするといった合理的な記載方法も認められています（ただし継続適用が要件）。

なお、返品等の基となった取引年月日が「売り手事業者がインボイス登録する前の期間」であれば「返還インボイス」の交付義務はありません。例えば令和6年4月に返品された商品であっても、基となった商品販売が令和5年9月（インボイス制度開始前）

- ① 「返還インボイス」は不要です。
- ② 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容
- ③ インボイスと同様に、値引き、返品、割戻し等の基となった商品やサービスの内容を記載します。軽減税率の対象となる取引であれば、その旨も記載します。
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ インボイスと同様に、税率ごとに区分した税抜金額または税込金額の合計額を記載します。
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等または適用税率にインボイスと同様に、税率ごとに区分した消費税額等または適用税率を記載する方法も継続なら可

載します。両方を記載することも可能です。

なお、「返還インボイス」を交付等した場合は、交付した日等の属する課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日から7年間、納税地に保存する必要があります（例えば3月決算法人が令和6年3月に「返還インボイス」を交付した場合の保存期間は、令和13年5月末までとなります）。

また、次のような取引は「返還インボイス」の交付義務が免除されます。

- ・税込3万円未満の公共交通機関（バス、鉄道や船舶）による旅客の運送
- ・税込3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行なわれる商品の販売等
- ・郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに投函し

た場合に限る）
・売上げに係る対価の返還等の金額が税込価額1万円未満の場合（少額返還インボイス免除特例）等

販売奨励金等、振込手数料と「返還インボイス」の関係

ここでは、具体的なケースを挙げて見ていきましょう。まず、販売奨励金等と「返還インボイス」の関係です。

「返還インボイス」は原則、売り手に交付義務がありますが、買い手が発行する「販売奨励金請求書（前ページ図表3参照）」や「支払通知書（前ページ図表4参照）」等であっても必要事項が記載されていれば「返還インボイス」として認められます。売り手が改めて「返還インボイス」を交付する必要はありません。ただし売り手が買い手に支払う販売

奨励金等が、販路拡大や委託販売といった買い手の役務の提供の対価として支払われる場合は、商品売買等とは別の取引と考えられるため、売上げに係る対価の返還等とはなりません。
売り手が販売奨励金等に係る仕入税額控除を適用するためには「返還インボイス」ではなく、買い手が発行する「通常のインボイス」が原則必要となります。

次に、振込手数料と「返還インボイス」についても説明しておきます。
「返還インボイス」は売り手が値引き、返品、割戻し等を行なった際に必要となりますが、買い手が商品等の売買代金を銀行口座から送金するときに天引きする「振込手数料」にも適用される場合があります。「振込手数料」の取扱いは、取引先との契約内容等に応じて以下に区分されます（仕訳例は次ページ図表5参照）。

1 買い手が振込手数料を負担する場合

送金時の「振込手数料」は、民法上「買い手（支払側）」が負担することとされています。買い手が振込手数料を

負担した場合のインボイスの取扱いは以下のとおりです。

- ① 銀行窓口やインターネットバンキングを利用した場合
・売り手：書類の発行等はとくにあり

ません。
・買い手：原則、金融機関のインボイスが必要ですが、買い手事業者の基準期間（2期前）の課税売上高が1億円以下等で、振込手数料が税込1万円未満であれば「少額特例」が適

図表5 契約内容等ごと振込手数料の仕訳例

1. 買い手が振込手数料を負担する場合

(売り手)
※仕訳なし
(買い手)

(振込手数料) ××× / (普通預金) ×××
※消費税は課税仕入

2. 売り手が振込手数料を負担する場合

- ① 振込手数料を売り手の費用（課税仕入）とする場合
イ) 振込手数料を買い手から受けたサービス料と考える場合

(売り手)

(振込手数料) ××× / (売掛金) ×××
※消費税は課税仕入

(買い手)

(買掛金) ××× / (雑収入) ×××
※消費税は課税売上げ

- ロ) 振込手数料を買い手の立替払いの精算と考える場合
(売り手)

(振込手数料) ××× / (未払金) ×××
※消費税は課税仕入
(未払金) ××× / (売掛金) ×××

(買い手)

(立替金) ××× / (普通預金) ×××
(買掛金) ××× / (立替金) ×××

- ② 振込手数料を値引き（売上返還等）とする場合

(売り手)

(売上割戻等) ××× / (売掛金) ×××
※消費税は売上返還

(買い手)

(振込手数料) ××× / (普通預金) ×××
※消費税は課税仕入
(買掛金) ××× / (仕入割戻等) ×××
※消費税は仕入返還

図表6 『返還インボイス』の会計処理と消費税の計算

(事例1) 簡易課税を採用している小売業者(みなし仕入率80%)

	金額	消費税
課税売上高	3000万円	300万円
販売奨励金	100万円	10万円

(○) 正しい消費税の計算： $(3000万円 - 100万円) \times (1 - 80\%) = [580万円]$

(×) 誤った消費税の計算： $3000万円 \times (1 - 80\%) = [600万円]$

∴税額が多くなる

(事例2) 原則課税(一括比例配分方式)を採用している事業者

	金額	消費税
課税売上高	6200万円	620万円
非課税売上高	3800万円	—
販売奨励金	500万円	50万円
課税仕入等	5000万円	500万円

(○) 正しい税額計算： $(6200万円 - 500万円) - 500万円 \times 60\% = [270万円]$

* 課税売上割合60% = $(6200万円 - 500万円) / (6200万円 - 500万円 + 3800万円)$

(×) 誤った税額計算： $6200万円 - (500万円 + 500万円) \times 62\% = [279万円]$

∴税額が多くなる

* 課税売上割合62% = $6200万円 / (6200万円 + 3800万円)$

② 振込手数料を値引き(売上返還等)とする場合

- ・ 売り手：振込手数料を商品販売等の売上値引きとする場合は、売り手は原則「返還インボイス」を交付する必要があります。ただし振込手数料相当額が税込1万円未満であれば「少額返還インボイス免除特例」に該当するため、「返還インボイス」の交付は不要です。「少額返還インボイス免除特例」は、売上規模にかかわらずすべての事業者が対象となる恒久的措置です。
- ・ なお、基となった商品の税率が8% (食品等の軽減税率対象) だった場合は、売上値引きに適用する税率も8%となります。例えば食品販売の売上代金から振込手数料594円が差し引かれた場合、振込手数料を費用処理(税率10%)すると仕入税額控除額は「594

があります。



② ATMを利用した場合

- ・ 売り手：書類の発行等はとくにありません。
- ・ 買い手：売上規模にかかわらず、振込手数料が税込3万円未満であれば

用されてインボイス不要となります(ただし、帳簿に金融機関名称等の一定事項の記載が必要)。なお「少額特例」は、令和11年9月30日までの限定的措置となっています。

2 売り手が振込手数料を負担する場合

民法上は「買い手(支払側)」負担とされている「振込手数料」ですが、実務上は送金時に振込手数料を差し引き、実質「売り手(受取側)」負担となっているケースが多いようです。売り手が振込手数料を負担した場合のインボイスの取扱いは以下のとおりです。

① 振込手数料を売り手の費用(課税仕入)とする場合

振込手数料を買い手から受けたサービス料と考える場合は次のようになります。

- ・ 売り手：売り手が振込手数料に係る仕入税額控除を適用するためには、原則買い手が交付する「通常のインボイス」が必要となります(ただし「少額特例」に該当する場合は、インボイス不要)。
- ・ 買い手：売り手の求めに応じて、「通常のインボイス」を発行する必要があります。
- ・ また、振込手数料を買い手の立替え払いの精算と考える場合は、次のようになります。
- ・ 売り手：売り手が振込手数料に係る仕入税額控除を適用するためには、原則買い手が受け取った「通常のインボイス」と「買い手が発行する立替精算書等」が必要となります。ただし買い手がATMを利用した場合は、「自動販売機特例」によりインボイス不要となります。
- ・ 買い手：売り手の求めに応じて、「通常のインボイス」等を交付する必要があります。

円×10/110＝54円」となるのに対し、売上値引き(税率8%)とすると「△594円×8/108＝△44円」となります(税負担が増える)。
・買い手:書類の発行等はとくにありません。

「返還インボイス」の 会計処理の注意点



売り手が買い手に販売量や売上高等に応じて支払う販売奨励金等は、会計上も「売上げのマイナス(消費税法上は売上げに係る対価の返還等)」で計上します。「販売手数料」といった費用科目(消費税法上は仕入税額控除)で計上すると、以下のような影響があるのでご注意ください。

① 簡易課税や2割特例を採用している事業者

簡易課税や2割特例を採用している事業者が、販売奨励金等を売上げのマイナスとせず、「販売手数料」として費用計上すると、納税額が適正額よりも多くなります。なぜなら、簡易課税や2割特例は課税売上高のみで納税額を算出するので、売上げが大きいほど納税額が増加するためです(前ページ図表6事例1参照)。

② 課税売上割合95%未満の事業者や課税売上高5億円超の事業者(原則課税)

原則課税を採用している事業者は「売上の預かった消費税」から「仕入等の支払った消費税」を控除して納税額を算出しますが、課税売上割合(総売上高に占める課税売上高の割合)が95%未満の事業者や課税売上高5億円超の事業者は課税売上割合に応じて支払った消費税を一部控除することができません。そのため、販売奨励金等を

売上げのマイナスとせず、「販売手数料」として費用計上すると、納税額が適正額よりも多くなる可能性があります(前ページ図表6事例2参照)。



以上、「返還インボイス」の実務について解説しました。取引先との取引では、返品が発生したり値引きをするケースはよくあります。これを機会に「返還インボイス」の正しい知識を身に付けて、適切な対応ができるよう心掛けてください。

● ひらい みつひろ

1975年埼玉県生まれ。日本大学文理学部心理学科卒業。中央競馬ピーアールセンター(JRA関連企業)を経て、KCCSマネジメントコンサルティング(京セラ関連企業)入社。2008年、平井会計事務所開業。「近況」母の日に娘のケーキ作りを手伝いました。卵黄と卵白は分けられない、泡立て器の先端は吹っ飛ばす、そんな私を見て娘はあきれ顔でした。